

コスモス通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用約款

（約款の目的）

第1条 コスモス通所リハビリテーション（以下「当事業所」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条1. 本約款は、利用者が通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当事業所に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があつた場合は、新たに同意を得ることとします。

2. 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1～5（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）]

第3条1. 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2. 身元引受人は、利用者が本約款上当事業所に対して負担する一切の債務を極度額10万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3. 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当事業所は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4. 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当事業所、当事業所の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5. 身元引受人の請求があつたときは、当事業所は身元引受人に対し、当事業所に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額

及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

- 第4条 1. 利用者は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。
2. 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
3. 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

(当事業所からの解除)

- 第5条 当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除することができます。
1. 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
 2. 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合
 3. 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
 4. 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合
 5. 利用者が当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 6. 第3条第4項の規定に基づき、当事業所が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 7. 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

(利用料金)

- 第6条 1. 利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
2. 当事業所は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日頃までに発行し利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
3. 当事業所は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する方に対して、領収

書をお渡しします。

(記録)

- 第7条 1. 当事業所は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。
2. 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
3. 当事業所は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当事業所が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
4. 前項は、当事業所が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
5. 当事業所は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

- 第8条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者又は医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待の防止等)

- 第9条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。
- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底。
 - 二 虐待防止のための指針の整備。
 - 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(秘密の保持、個人情報の取り扱い)

- 第10条 1. 当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として、次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。尚、個人情報の提供に同意できない場合は、予め申し出下さい。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。

- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ LIFE（科学的情報システム）を利用し厚生労働省に情報を提出
- ⑥ 生命・身体 の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。
- ⑥ 介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとなります。

（緊急時の対応）

第11条1. 当事業所は、利用者に対し、当事業所の医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、主治医又は協力医療機関での診療を依頼することがあります。

2. 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第12条1. サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2. 当事業所の医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、他の専門的機関での診療を依頼します。

3. 前2項のほか、当事業所は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第13条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当事業所の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、相談窓口担当者に申し出ることができます。その概要については別紙「苦情申し立てについてのお知らせ」を参照下さい。（電話0968-78-6919）

（賠償責任）

第14条1. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って、当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して損害を賠償するものとします。但し、利用者に重過失がある場合は、その賠償責任は免除され、また賠償額を減額されることがあります。

2. 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第15条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

コスモス通所リハビリテーションのご案内

(令和6年6月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用の申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・ 施設名 コスモス通所リハビリテーション
- ・ 開設年月日 平成14年5月13日
- ・ 所在地 熊本県玉名郡長洲町宮野2775
- ・ 電話番号 0968-78-6919
- ・ ファックス番号 0968-78-5971
- ・ 管理者名 理学療法士 島崎 美香
- ・ 介護保険指定番号 4312410873
- ・ 交通の便（最寄の交通機関等）
産交バス赤田公園前下車徒歩3分
- ・ 併設施設
介護老人保健施設 聖ルカ苑
グループホームグリーンライフヴィラ長洲
グループホームグリーンライフヴィラ荒尾
- ・ 建物形態
併設型
- ・ 建物構造
鉄筋コンクリート造り（3階建ての1階部分）

(2) 通所リハビリテーション又は、介護予防通所リハビリテーションの目的と運営方針
〔目的〕

通所リハビリテーション又は、介護予防通所リハビリテーション、看護・医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの通所リハビリテーションサービス又は、介護予防通所リハビリテーションサービスを提供することで、身体・精神面の維持向上を図り、在宅ケアを支援することを目的とした事業です。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

〔運営方針〕

1. 要支援・要介護状態になった利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、通所リハビリテーション計画又は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法や作業療法等のリハビリテーションや看護、医学的管理下での介護、その他必要な医療と日常生活の世話をを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復、活動や参加を目標とし、在宅

生活の質の向上を図ることを目的とする。

2. 利用者の人格を尊重し、心身の健康回復のために適切な処遇を行います。
3. 居宅介護支援事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものと密接な連携により、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 職員体制及び職員の概要

	常勤（専従）	常勤（非専従）	非常勤（専従）
医師		1	
看護職員	1		1
介護職員	7		1
理学療法士	4	1	
作業療法士		1	
管理栄養士		1	

(4) 通所定員 2単位 40名

(5) 営業日及び営業時間

<1単位>

営業日：月曜日から土曜日まで（日、祝祭日は休業）

但し、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日は除く。

営業時間：午前8時30分 から 午後5時30分

<2単位>

営業日：月曜日から土曜日まで（日、祝祭日は休業）

但し、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日は除く。

営業時間：午前8時30分 から 午後5時30分

3. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成
- ② 送迎
- ③ 食事 *病状に応じた食事の提供を行います。
- ④ 入浴、個別の入浴計画の作成 *大・小浴槽を使用し心身状況に応じた入浴の提供を行います。
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ リハビリマネジメント（リハ会議、訪問指導等）
- ⑦ 個別リハビリテーション
- ⑧ レクリエーション
- ⑨ 口腔・栄養マネジメント、計画の作成
- ⑩ 口腔機能向上サービス、計画の作成
- ⑪ 相談援助サービス
- ⑫ 時間延長サービス（8：30～17：30）

- ⑬ その他 ＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

4. 協力医療機関等

協力医療機関への受診：

当事業所では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

又は、かかりつけ医にご相談させて頂く場合もあります。

<協力医療機関>

- ・ 名 称 有明成仁病院
- ・ 住 所 熊本県玉名郡長洲町宮野 2775
- ・ 電 話 (0968) 78-1133

かかりつけ医の受診：

利用中の体調不良時、当事業所医師の診察後、かかりつけ医を受診した方が良いと判断された場合は、ご家族に連絡させて頂きかかりつけ医の受診を相談、依頼する場合もあります。

他医療機関の紹介：

協力医療機関での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の医療機関を紹介しますのでご安心下さい。

定期的な受診と通所リハビリテーションの利用について：

当通所リハビリテーションの日には有明成仁病院への定期的な受診を行うことは基本的に出来ませんのでご了承下さい。

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 当事業所内、敷地内は全面禁煙です。
- ・ 火気の取扱いは禁止いたします。
- ・ 設備・備品の利用の際には、必ず申し出て下さい。
- ・ 金銭・貴重品の管理は各自で行って下さい。やむを得ず当事業所に依頼される場合は、ご相談下さい。
- ・ ペットの持ち込みは禁止いたします。

6. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知器、避難器具、他
- ・ 防災訓練 年2回

7. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 要望及び苦情等の相談

当事業所には、要望及び苦情等の相談窓口を設置し、担当者が常時勤務していますので、お気軽にご相談ください。対応方法につきましては、<別紙5>をご覧ください。

(電話 0968-78-6919)

9. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

緊急時の対応につきましては、＜別紙4＞をご覧ください。

10. 利用料金

(1) 料金内容

コスモス通所リハビリテーション利用料一覧表＜別紙2＞をご覧ください。

(2) 支払い方法

- ・毎月10日頃に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払い確認後、領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、口座振替の2つの方法があります。利用申し込み時にお選びください。

*窓口支払いについて

有明成仁病院受付にて、月曜日～土曜日（祝祭日を除く）9：00～17：00まで支払可能です。

11. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットやホームページからも見る事が出来ます。

パンフレットに関しては当事業所や有明成仁病院受付に用意してありますのでご請求ください。